



大教教発第 69 号
令和 5 年 9 月 27 日

東大和市学校給食センター運営委員会 会長殿

東大和市教育委員会
教育長 岡田 博



学校給食について（諮問）

東大和市学校給食センター運営委員会規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のことについて、貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

学校給食の質の維持・向上に必要な給食の内容について検討し、そのために必要な学校給食費の見直しについて意見を求めます。

2 理由

学校給食の食材料費は、保護者の皆様からいただく学校給食費で賄っており、その中で文部科学省が定める学校給食実施基準に定められた学校給食における各種栄養素の摂取基準に基づき学校給食を提供してまいりました。

しかし、昨今の物価上昇に伴い食材料費が高騰したことを受けまして、令和 4 年度及び 5 年度は、国からの交付金を活用し、市から学校給食会計に助成金を交付することで、保護者の皆様の負担を増やさずに学校給食の質の維持に取り組んできました。

こうした事情により、保護者の皆様からいただく学校給食費で給食の提供を行うことが非常に困難な状況にあることから、学校給食において必要な栄養素の摂取量を確保し、質の維持・向上を図るため、学校給食の適切な内容についての検討とそれを提供するための学校給食費の見直しが必要であると考え、諮問します。

（参考）現在の給食食材料費

（単位：円）

区 分		1 食当たり単価			月 額		
		学校給食費	助成金	合計	学校給食費	助成金	合計
小学生	1 年生	210	40	250	3,560	670	4,230
	2 年生				3,670	700	4,370
	中学年	226	43	269	3,950	750	4,700
	高学年	245	46	291	4,280	800	5,080
中学生		272	51	323	4,580	860	5,440

3 見直し後の取扱い

見直しの結果、学校給食費の改定を行う場合は、令和 6 年 4 月 1 日に改定することを想定しております。